

# 「不利益遡及」は許さない 権利裁判にカンパの協力を



賃下げの悪循環を断ち切れ!とデモでアピール (2002年7月3日の中央行動)

昨年12月の一時金支給の日、仲間たちの怒りが職場にあふれました。それもそのはず、昨年夏の「マイナス人割」による賃下げ分が一時金の期末手当で「減額調整」されたからです。  
国公労連は、こうした「不利益遡及」を断じて許さないため、国を相手に裁判闘争を行います。この権利裁判を支えるため、「コーヒー一杯分(300円)のカンパ」への絶大なご協力をお願いいたします。

## 裁判の目的

国公労連は、昨年12月の第115回拡大中央委員会で、「不利益遡及」裁判の目的として、次の3点を確認しています。

① 公務員労働者の労働基本権制約の違憲性を司法の場で争う労働基本権確立の運動

② 法のルールや労働者の基本的人権を無視したりストライキ「合理化」が横行する社会状況に、一石を投じる働くルール確立の運動

③ 「賃下げ、遡及実施」への怒りを裁判闘争の具体的な形で示す大衆的な運動

## 日本の公務員制度はILO条約に違反

政府が進める「公務員制度改革」では、公務員の労働基本権制約の「現状を維

持」するとしています。「公務員制度改革大綱」01年12月25日閣議決定。02年11月のILO(国際労働機関)

勧告は、その閣議決定の「再考」を求めました。それは、日本の公務員制度が、ILO条約等が定める「結社の自由原則」に違反をしているとの認識をILOが示したからです。

「民間賃金実態調査」人事院勧告↓国会での法律の成立、これが公務員労働者の労働条件決定の仕組みです。公務員の意見、異議が入り込む余地はほとんどありません。ですから、働いた結果に支払われた賃金を後から取り返す「調整」が、いつも簡単に行われたのです。公務員労働者の「人間らしく働く権利」を守る仕組みと言えるでしょうか。

## 今回の裁判とILO勧告との関連

ILOの勧告が、今回の裁判とも関連する部分は、次の点です。

① 国の行政に直接従事しない公務員への、結社の自由原則に沿った団体交渉権及びストライキ権の付与

② 団体交渉権及びストライキ権が制限又は禁止される労働者に関する十分な代償を行うための適切な手続及び機関の設置

このように、「公務員だ

から」という理由で団体交渉権、ストライキ権が制約されることの「違法性」、それらが制約され続けているもとの代償措置(人事院勧告制度)の不十分性を指摘しています。

しかし、日本政府は、ILO勧告の受け入れを「拒否」しています。その理由として「ストライキ全面一律禁止」を合憲とした最高裁判決(全農林警職法事件など)を持ち出しています。最高裁の「合憲」判決の要点は、次のようなものです。

① 法律による身分・勤務条件の規定(法定された勤務条件の享有)

② 勤務条件にかかわる人事院の内閣、国会への勧告(人事院勧告制度の存在)

③ 行政措置要求、不利益処分不服審査(の存在) 先の「公務員制度改革大綱」も、同じ立場から、「労働基本権制約の現状維持」を決定しています。



## 公務員の働く権利をふみにじる現行制度

「民間賃金実態調査」人事院勧告↓国会での法律の成立、これが公務員労働者の労働条件決定の仕組みです。公務員の意見、異議が入り込む余地はほとんどありません。ですから、働いた結果に支払われた賃金を後から取り返す「調整」が、いつも簡単に行われたのです。公務員労働者の「人間らしく働く権利」を守る仕組みと言えるでしょうか。

## 裁判の進め方

今回の裁判の具体的な内容は、労働運動の一環として、専従以外の組合員の中から原告(100人程度)を立て、国公労連(行政職部会)を原告の「選定代理人」(民事訴訟法第30条第1項)として、「不利益遡及分」(02年12月の一時金での「調整額」)の損害賠償を争うものです。

## カンパの規模等の考え方

労働基本権の確立をめざす運動は、「ILO勧告にそった公務員制度の確立」を求める対政府闘争が軸です。賃金引き下げ反対も含めた賃金闘争は、春闘からのたまたかの強化が中心です。財政的には、通常の組合費の中で、目的達成を最大限追求することになります。

これは、組合員の総意で裁判闘争を進める「かたち」も考えた結果です。実質的にも、法人である国公労連が、「当事者」として国と

## 権利確立の正当性を社会的にアピール

争う裁判闘争を考えています。